

令和3年度  
大学の力を結集した、地域の  
脱炭素化加速のための基盤研究開発

公募要領

公募受付締切日

令和3年3月18日(木)必着 (e-Radのみでの提出)

文部科学省

令和3年2月

## 目次

### 第1章 事業の概要

1.1 はじめに	3
1.2 事業の背景	3
1.3 事業の目的	3
1.4 事業の内容	3
1.5 事業実施体制	4
1.6 事業実施期間	5
1.7 実施予定額	5
1.8 採択予定件数	6

### 第2章 課題の募集・選考について

2.1 応募対象者	7
2.2 公募内容	8
2.3 募集から契約までのスケジュール	8
2.4 e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等	9
2.5 提案書類の受付等	11
2.6 提案書類の作成	11
2.7 審査及び採択	12
2.8 契約の締結	12
2.9 公表等	13
2.10 応募に当たっての留意事項	13
2.11 問合せ先	27

### 第3章 契約の締結等

3.1 委託契約の締結	29
3.2 委託費の範囲及び積算等	30
3.3 事業成果の取扱い	30
3.4 取得資産の取扱い	31

## 第1章 事業の概要

### 1.1 はじめに

我が国が目標に掲げた2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、技術イノベーションのみならず経済社会イノベーションが不可欠であり、地域の自治体、企業、大学等の各主体の脱炭素化に向けた取組を支援するための研究開発を推進するとともに、これらの研究成果の社会実装等のための大学と地域の連携の促進等にかかる体制整備を進める必要があります。このような観点から、文部科学省では、令和3年度より「大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発」(以下「本事業」という。)を開始します。

本資料は、本事業の実施主体の公募の手續等を説明するものです。応募に当たっては、本資料の内容を十分御理解いただいた上で、優れた成果が得られるよう、事業の趣旨に沿った提案をお願いします。

なお、本公募は、令和3年度予算の成立を前提とするものであり、予算の成立状況によっては事業内容や事業予算を変更する場合があります。

### 1.2 事業の背景

国際的な気候変動対策への意識が高まる中、「統合イノベーション戦略2020」(令和2年7月閣議決定)においては、国及び地方の脱炭素化等の地球規模課題への対応を加速するため、総合知や多様なネットワークを有する大学等の力を結集し、大学等の研究成果を国や地方の具体的政策や技術の社会実装に結び付けるための分野融合的な研究を推進することが掲げられています。また、令和2年10月には、菅総理より、2050年までのカーボンニュートラルの実現という目標が明確に掲げられました。

技術革新のみでこれを実現することは不可能であり、地方自治体を中心となって脱炭素化に向けたまちづくりや産業政策等を展開するなど、地域の取組を促していく必要があります。これについて、2050年にゼロエミッション(二酸化炭素排出量実質ゼロ)を目指すことを掲げた自治体は228に上りますが(令和3年2月5日時点)、ほとんどの自治体は、これに向けた具体的かつ定量的な計画が未整備であり、必要に応じて大学等と連携をしながら、その地域の脱炭素化の計画策定や戦略的な取組を行うことが求められます。このようなことも踏まえ、自治体等が、脱炭素化の計画策定や取組にあたり活用できる知見を生み出すこと、またその成果を展開する場を作ることが求められています。

### 1.3 事業の目的

本事業では、地域の脱炭素化に向けた取組を支援するために必要な研究開発を推進するとともに、各大学等の研究開発やその成果の展開等を通じた地域支援を推進するための体制を構築することにより、地域と大学等との連携を通じた地域の脱炭素化の取組を加速し、2050年のカーボンニュートラルの実現に貢献することを目指します。

### 1.4 事業の内容

1.3の目的を達成するため、人文・社会科学から自然科学までの幅広い知見を活用し、以下のような研究開発及び体制整備を行います。

## (1) 地域の脱炭素化加速のための基盤的な研究開発

地域の自治体等における脱炭素化に向けた道筋や戦略の策定、取組等に資するため、各地域における道筋等の策定の前提となる国の道筋に係る基盤的知見の創出、各地域による政策横断的な脱炭素化ポテンシャルの把握や、地域にメリットある脱炭素化手法の効果的な選択を支援するためのツール等の開発の観点を含む4点程度の課題に係る研究開発を実施します。研究成果の活用を通じて地域の社会変革を促す観点から、人文・社会科学から自然科学までの分野横断的な知見を活かして研究開発を行います。

## (2) 各大学等の研究開発や地域支援を推進する体制整備

(1)の研究開発の成果も含め、大学等の研究成果の社会実装を加速するとともに、大学と自治体等が連携した地域の取組を推進するため、自治体や企業等を巻き込みながら、各大学の研究成果や活動実績等を共有する場である「カーボン・ニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」(仮称)<sup>注1</sup>(以下「コアリション」という。)を運営し、ウェブサイト等を通じて取組の発信を行います。

具体的には、コアリションの事務局として、コアリションの運営方針等を決定する運営委員会、大学等の代表者が集まる総会、研究者や自治体等の交流の場である3程度のテーマ別ワーキンググループの設置・運営等を行います。

(注1)文部科学省が環境省と連携して構築を準備する、大学間の情報共有や大学と自治体等の連携の推進等を目的とする大学間ネットワーク。

## 1.5 事業実施体制

研究代表者は、本事業の遂行に向けて、課題ごとに必要なグループを設置するなど、研究代表者の所属する大学・機関以外も含む複数の機関の研究者からなる最適な研究体制を編成してください。その際、必要に応じて自然科学系の研究者と人文・社会科学系の研究者の双方を配置するなど、分野横断的な研究開発を可能とする研究体制としてください。

また、自治体等の取組を支援するためのツール等に係る研究開発では、社会実装を見据えた研究開発を実施するために、事業期間中に自治体等と連携することが求められます。事業開始の早い段階から事業期間終了時点での研究開発成果の橋渡し先と想定される自治体等との連携がなされていることを期待します。そこで、マイルストーンの設定の際、自治体等との連携体制をどのように構築するのかについても示してください。

このような体制を効率的・効果的に構築・運営するために、参画機関における既存の枠組みや設備、外部との有機的な連携、既存のノウハウなどを踏まえた事業計画を示してください。また、若手人材の育成を主眼に入れた研究体制の構築も期待します。

なお、本事業は、地域の脱炭素化加速に向けて、基盤的知見の創出から実証まで切れ目なく関係府省の関連事業を一体的に運営するため、関連事業との密接な連携を図ることとします。

採択された機関は、プログラムディレクター及び事業推進委員会の下、本事業を実施します。

### (1) プログラムディレクター

プログラムディレクター(PD)を文部科学省が配置します。PDは本事業全体の進捗状況を把握し、事業の円滑な推進のため、必要な指導・助言等を行います。進捗管理に当たっては、下

記にあげる事業推進委員会の開催や、調査票(研究の進捗状況を記入する書類)、ヒアリング(採択課題ごとの面談)、サイトビジット(研究実施場所における実際の研究状況の確認)等<sup>注2</sup>を通じて、出口戦略の実現を図っていきます。なお、PDによる指導、助言等を踏まえ、研究開発課題に対し必要に応じて、計画の見直しや課題の中止(計画達成による早期終了を含む)等を行うことがあります。

採択された機関は、PDに協力する義務を負います。PD、文部科学省の指示により、関係省庁間の連携、関係機関間の連携、研究成果の実用化の促進等のための各種体制を設置することがあります。

(注2) 研究開発課題を提案する前提となる重要な研究データ(実験含む)については、委託開発研究の契約以前に実施されたものであっても、進捗管理の観点で確認をすることがあります。

## (2)事業推進委員会

事業全体の着実な推進を図るため、PDを委員長とし、産業界・学術界を代表する有識者等により構成される事業推進委員会を設置します。本委員会において、研究の進捗管理や新たな研究アプローチの導入等に関する必要な検討を行い、PDに対して必要な助言等を行います。

また、必要な場合は事業推進委員会の下に知財委員会を設置し、研究開発成果に関する論文発表、特許等の出願・維持、ノウハウの扱い・秘匿等の方針決定等のほか、必要に応じ知財権の実施許諾に関する調整等を行います。

## (3)その他

本事業の成果報告や広報の一環として、採択課題の研究代表者等に対して、文部科学省が主催する公開または非公開の成果報告会等での発表を求めることがあります。また、追跡調査や成果展開調査の一環として、必要に応じて課題終了翌年度以降においても発表を依頼することがありますので、御協力をお願いします。

### 1.6 事業実施期間

本事業は、原則として令和3年度～令和7年度までとします。ただし、事業の進捗状況等を踏まえ、本事業の全部又は一部を事業実施期間中に終了することがあります。

### 1.7 実施予定額

令和3年度の本事業の予算案は0.8億円程度です。令和4年度以降の毎年度の予算については、令和3年度予算案と同程度以下の予算総額の中で実施するとして事業計画を立ててください。

なお、本事業は、令和3年度予算の成立を前提として実施していることから、国会における予算審議の状況によって、事業内容や事業予算を変更する場合があります。

そのほか、採択時及び事業実施期間中に、文部科学省の指示により、事業実施内容及び実施予定額を調整する場合があります。

## 1.8 採択予定件数

1件

## 第2章 課題の募集・選考について

### 2.1 応募対象者

文部科学省と委託契約を締結できる日本国内の大学及び研究機関が本公募の対象となります。課題の応募は代表機関の長が行うものとします。詳細は以下に示す国内の大学、研究機関、企業等とします。

- ・ 大学及び大学共同利用機関法人
- ・ 高等専門学校
- ・ 公立試験研究機関
- ・ 独立行政法人(国立研究開発法人を含む)、特殊法人及び認可法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ 公益社団法人又は公益財団法人
- ・ 民間企業(法人格を有する者)
- ・ 技術研究組合
- ・ 特定非営利活動法人(NPO 法人)

また、応募する機関は、以下の要件も満たす必要があります。

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ③ 採択された場合に、本事業の実施に際し、所属機関の施設及び設備が使用できる機関であること。
- ④ 採択された場合に、本事業の契約手続等の事務を行うことができる機関であること。

複数の機関の共同による提案の場合は、採択された場合に文部科学省と委託契約を締結する機関(以下「代表機関」という。)を定めてください。代表機関とならない機関は、分担機関として代表機関との間で事業の実施に必要となる契約等(以下「再委託契約」という。)を締結して参加します。なお、分担機関は、真にその必要性が認められる場合に限ります。

また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。なお、研究者・職員個人は対象としません。

本公募への応募に当たっては、上記の応募機関に所属する常勤または非常勤の研究者もしくは技術者(以下、「研究者等」という。)が研究代表者となって申請してください。応募から研究開発終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、課題の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。

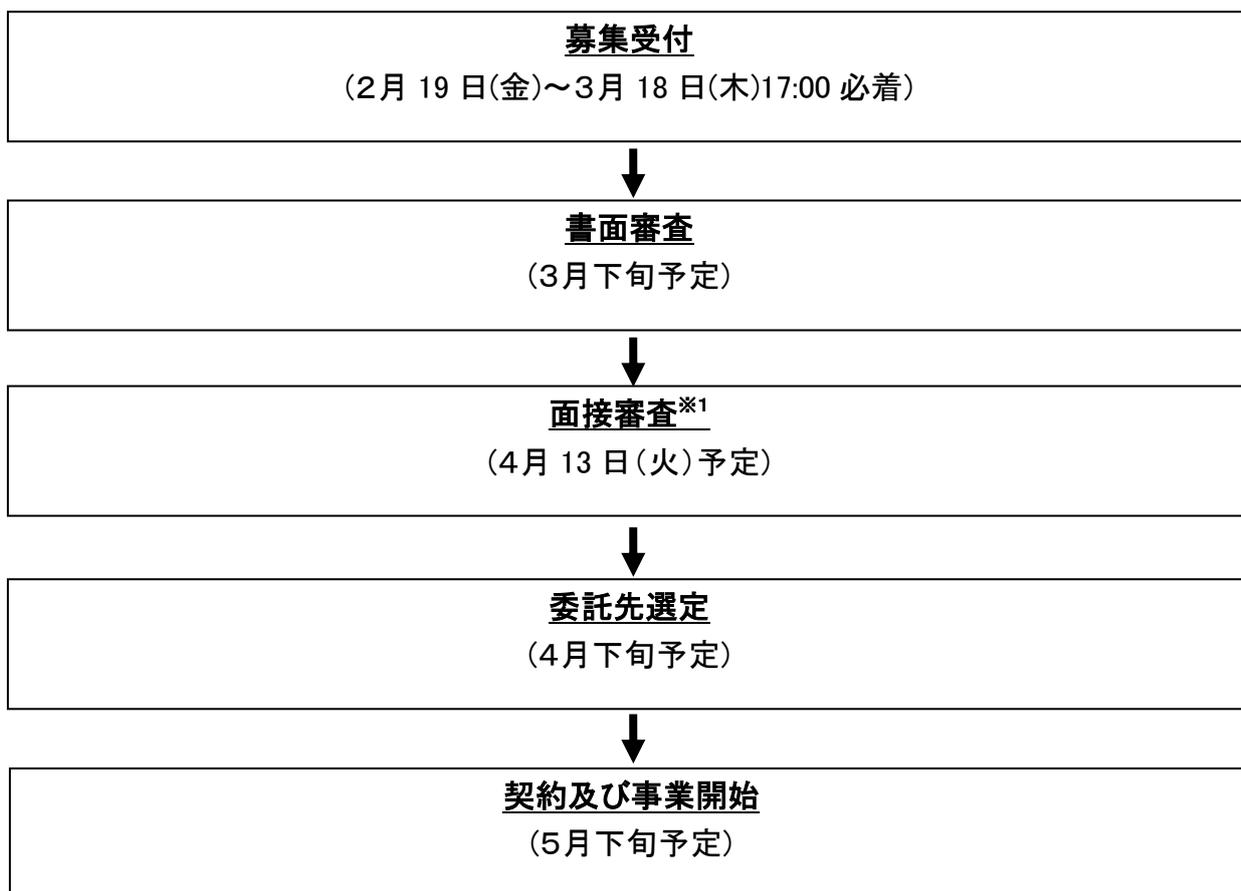
## 2.2 公募内容

本事業では、第1章 事業の概要に記載の内容に基づく提案を募集します。

応募に当たっては、複数の機関による応募を可能とします。複数の機関による応募の場合は、研究代表者の所属する研究機関が代表機関となり、代表機関とならない機関の実施内容も含めて提案してください。

## 2.3 募集から契約までのスケジュール

本事業における募集から契約までのスケジュールの概略を以下に示します。



※1 面接審査対象機関に対してのみ、面接審査の集合時刻等について、研究代表者に連絡します。

### 【公募説明会について】

事業の内容、応募の手続き等についての説明会を以下のとおり実施します。

日時: 令和3年2月26日(金)14時00分~14時45分

場所: WEB 開催

新型コロナウイルスの感染拡大に配慮し、オンライン会議システム WebEx を利用したウェビナー形式で開催します。

説明会には、事前登録が必要です。参加ご希望の方は、以下の宛先に、e-mailにて、氏名、所属、電話番号、メールアドレスを御記入の上、お申込みください(申込み締切り:2月25日(木)13時)。なお、募集説明会の登録時に入力いただく御氏名、御所属・役職、メールアドレスは、参加登録の確認のみに使用し、他の用途で使用することはございません。

本説明会へ参加されなくても、本事業への応募は可能です。

(事前登録宛先)

E-mail:[kankyoku@mext.go.jp](mailto:kankyoku@mext.go.jp)

件名:「令和3年度大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための研究基盤開発公募説明会申込み」

## 2.4 e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等

### (1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス(応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electronic(電子)の頭文字を冠したものです。

### (2) e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は e-Rad を通じて行っていただきます。応募の流れについては、別紙4を参照してください。また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

#### ( i ) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

##### ① 研究機関の登録

応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

##### ② 研究者情報の登録

研究機関は所属する研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

#### ( ii ) e-Rad での応募申請

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

#### <注意事項>

- ① 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は1ファイルで、最大容量は 30MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上

限值を超える場合は、アップロードする前に文部科学省研究開発局環境エネルギー課にお問い合わせください。

- ② 作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。  
(e-Rad には、Word や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。)
- ③ 応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、研究者による応募申請の提出後、応募のステータスが「研究機関処理中」となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。
- ④ 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。

応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、提出締切日時までに、研究機関の承認が行われる必要があります。

提出締切日時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、文部科学省研究開発局環境エネルギー課まで連絡してください。

### (iii) その他

応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。)応募書類の差替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

## (3) その他

### (i) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

### (ii) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問合せ先

事業そのものに関する問合せは、文部科学省研究開発局環境エネルギー課にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、お問い合わせください。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

事業に関する問合せ及び 応募書類の作成・提出に 関する手続き等に関する 問合せ	文部科学省研究開発局環境エネルギー課	TEL : 03-6734-4143 FAX : 03-6734-4162 E メール: kanky@met.go.jp
e-Rad の操作方法に関する	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル)

る問合せ	午前 9:00～18:00※土曜日、日曜日、 祝日、年末年始を除く。
------	---------------------------------------

○e-Rad ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

### (iii) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

## 2.5 提案書類の受付等

本事業で御提出いただく書類は原則として e-Rad を通して提出期限内までに提出してください。提出いただく書類は、以下のとおりです。

- ・ 提案書類一式
- ・ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

### (1) 応募書類の入手方法

提案書等の必要書類は、文部科学省のホームページの公募情報 ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/boshu/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/index.htm)) または e-Rad のポータルサイトからダウンロードしてください。

審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出してください。また、認定の取消などとなった場合には、速やかに届け出てください。

### (2) 提案書類の提出期間

令和3年2月 19 日(金) ～ 令和3年3月 18 日(木) 17時

※e-Rad による受付期限(厳守)

※ 全ての提案書類について、期限後の提出、差替、訂正は固くお断りいたしますので御注意ください。公募に参加を希望する者は、提案書等の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨を誓約書(様式 10)に記入し、所属機関長による署名(自署に限る。公印不要。)の上、e-Rad にて提出してください。誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の契約を無効とします。ただし、以下に該当する機関は提出の必要はありません。

- ・ 機関の代表者の選任・任命を国が行う機関(国立大学法人、独立行政法人、国立研究開発法人等)
- ・ 機関の代表者が国民の選挙により選任される機関(地方公共団体)

## 2.6 提案書類の作成

提案書類の作成に当たっては、以下に示す注意事項とともに、e-Rad への応募情報入力に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。提案書類に

不備がある場合、受理できないことがありますので御注意ください。

(1) e-Rad の操作方法等

P12 にある「2.4 (2) e-Rad を利用した応募方法」を御参照ください。

(2) 提案書類の作成及び提出上の注意

- ・ 枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。
- ・ 提案書類の記載(入力)に際しては、本項目及び各様式に示した注意事項に従って、必要な内容を誤りなく記載してください。
- ・ 提案書類は日本語で作成してください。
- ・ 入力する文字のサイズは原則として 12 ポイントを用いてください。
- ・ 郵便番号は 7 桁で記入してください。
- ・ 用紙の大きさは、全て日本工業規格 A4 版とします。

## 2.7 審査及び採択

(1) 審査方法

審査は、文部科学省に設置した審査委員会において行います。審査は、外部からの影響を排除し、応募された提案に含まれるアイデアやノウハウ等の情報管理を行う観点から非公開で行います。また、出席者全員に守秘義務の誓約書にサインしていただいた上で、審査を行います。具体的には、応募された提案ごとに、提案書類の不備等を確認した上で、審査委員会において、評価項目及び審査基準に基づき、書面審査及び研究代表者等に対する面接審査を実施します。面接審査は、書面審査によって選定された提案のみ実施します。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査要領

応募された提案は、評価項目及び審査基準に基づき、書面審査及び面接審査によって審査を行います。具体的には審査要領(別紙1)を参照してください。

(3) 選定結果の通知

書面審査の結果、面接審査実施の連絡、面接審査の結果に基づく採択の可否については、研究代表者に対して通知します。この際、採択に関して、条件を付ける場合があること、別途再審査となることがあります。なお、審査の途中経過等に関する問合せは一切受け付けません。

採択の決定後、文部科学省ホームページへの掲載等により採択課題の概要等についての情報を公開します。

## 2.8 契約の締結

本事業では、1つの代表機関が文部科学省と委託契約(分担機関は代表機関と再委託契約)を単年度ごとに締結し、代表機関及び分担機関が文部科学省に代わって、事業を実施することになります。なお、委託契約の締結等に係る詳細は第3章を御参照ください。

## 2.9 公表等

### (1) e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報(制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜文部科学省のホームページを通じて公開します。

### (2) e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年 1 月閣議決定)においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Rad への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

### (3) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap(<https://researchmap.jp/>)は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

## 2.10 応募に当たっての留意事項

### (1) 不合理な重複・過度の集中に対する措置

#### ① 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金及び提案公募型研究資金(以下「競争的資金等」という。))が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人(国立研究開発法人含む。以下同じ。)の複数の競争的資金等が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

## ② 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

（※）研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。（別紙2）

## ③ 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

## (2) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

### (3)不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については以下のとおり厳格に対応します。

#### ① 研究費の不正使用等が認められた場合の措置

##### ( i ) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

##### ( ii ) 申請及び参加<sup>※1</sup> 資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者(共謀した研究者も含む。(以下「不正使用等を行った研究者」という。))や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者<sup>※2</sup> に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要(不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度等において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(※1)「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題(継続課題)への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

(※2)「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間 <sup>※3</sup> (原則、補助金等を返還した年度の翌年度から <sup>※4</sup> )	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金等を		5年	

受給した研究者 及びそれに共謀 した研究者		
3. 不正使用に直 接関与していな いが善管注意義 務に違反して使 用を行った研究 者		善管注意義務を 有する研究者の 義務違反の程度 に応じ、上限2 年、下限1年

(※3) 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(※4) 補助金等を返還した当該年度についても、参加資格を制限する。

### (iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要(制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、文部科学省において原則公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL を御参照ください。

【URL】[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

### (4) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備について

本制度の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 2 月 18 日改正)<sup>※1</sup>の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

(※1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、以

下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)

#### (5) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、契約日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和2年4月以降、別途の機会をチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的資金等の配分を受けない機関についても、提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトをご確認ください。

【URL】[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)

※注意:なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご確認ください。)

【URL】<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします

#### (6) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)<sup>\*1</sup>を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

(※1)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

#### (7) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」とい

う。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、契約日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和2年4月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません(この場合、令和3年度版チェックリストを9月末日までに提出することが必要です。)。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行わないが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

【URL】[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1374697.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm)

※注意:なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトを御覧ください。)

【URL】<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

#### (8)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本制度において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

##### (i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

##### (ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等(以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度(以下「他府省関連の競争的資金制度」という。)の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者	特定不正行為の程度	応募制限期間(不正が認定された)
-------------------	-----------	------------------

			年度の翌年度から※)	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

(※) 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【URL】[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

#### (9) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、契約手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

以下を参考に確認書等を作成すること。

令和〇年〇月〇日

文部科学大臣 殿

(実施責任者が研究者でない場合) ○〇大学長  
(実施責任者が研究者の場合) ○〇 ○〇

#### 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

#### (10) 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等(※)において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度等」について、令和3年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和2年度以前に終了した制度においても対象となります。

(※)現在、具体的に対象となる制度については、以下の URL を御覧ください。

【URL】<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

#### (11) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

#### (12) 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から6年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに府省共通研究管理システム(e-Rad)により報告してください(複数の競争的資金を獲得した研究機関においては、それらの競争的資金に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください)。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html))又は「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>)を参照してください。

#### (13) 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

#### (14) 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については別紙3の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

現在、「統合イノベーション戦略 2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費から研究代表者の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)を支出することを可能としています。研究代表者の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)を支出する場合には、別紙5及び別紙6においても必要な要件や手続の方法を定めていますので、ご確認ください。

#### (15) 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)(平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定)においては、本公募に採択され、1件当たり年間3000万円以上の公的研究費(競争的資金またはプロジェクト研究資金)の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術

をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

[https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf)

(参考)「第5期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

#### (16) 博士課程学生の処遇の改善について

第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程(後期)在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられており、各大学や研究開発法人におけるRA(リサーチ・アシスタント)等としての博士後期課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議)においては、「将来的に希望する博士後期課程学生が生活費相当額程度を受給できる」ことを目標とし、具体的施策の一つとして「競争的研究費や共同研究費におけるRA等の適切な給与水準の確保の推進」が掲げられています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な業務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その責務を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことが出来るよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意点)

- ・生活費相当額の給与水準(年額 180~240 万円程度)について、第5期科学技術基本計画では生活費相当額として年額 180 万円が想定されていることと、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(D C)の支給額を参考とし、生活に必要なとなる額の範囲の目安として年額 180~240 万円としています。
  - ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度<sup>\*</sup>の時間給の支払いが標準的になるものと考えられる。」と示しています。
- (※)競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給与月額中央値が存在する区分(40 万円以上 45 万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19 日~20 日)の勤務時間(7時間 45 分~8時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。)
- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
  - ・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

#### (17)若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」(平成 31 年4月 23 日 文部科学省)や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」(令和2年3月 26 日 科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン~教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて~」(平成 31 年2月 25 日 文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、用途の自由度の高い経費を活用することで、5~10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間(5 年程度以上)の任期を確保するよう努めてください。

#### (18) 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」(平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

#### (19) プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは別紙7を御参照ください。

#### (20) 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」(平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」(以下、「機器共用システム」という。)を運用することが求められています。

加えて、「研究力向上改革 2019」(平成 31 年 4 月 23 日文部科学省)や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議)においても、研究機器・設備の整備・共用化促進が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用などに積極的に取り組んで下さい。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネッ

トワーク事業」、各大学等において「設備サポートセンター整備事業」や「新たな共用システム導入支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」  
[科学技術・学術審議会先端研究基盤部会 (H27.11.25)]  
[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216\\_01\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf)
- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」  
[競争的研究費改革に関する検討会 (H27.6.24)]  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)
- 「競争的資金における使用ルール等の統一について」  
[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ (H29.4.20 改正)]  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3\\_siyouruuru.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouruuru.pdf)
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について(合算使用)」  
[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ (R2.3.31)]  
[https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt\\_sinkou02-100001873-01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt_sinkou02-100001873-01.pdf)
- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」  
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」  
[https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo\\_brochure2019.pdf](https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2019.pdf)

## (21) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチ

オール規制)の2つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記を御参照ください。

- 経済産業省:安全保障貿易管理(全般)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- 経済産業省:安全保障貿易ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## (22)論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment(謝辞)に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「MEXT-Program for Research and Development for Accelerating Local Climate Actions in Partnership of Universities Grant Number 9桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の9桁の体系的番号は、JPJ009777 です。

論文中の謝辞(Acknowledgment)の記載例は以下のとおりです。

- ①論文に関する事業が一つの場合(体系的番号「JPJ009777」)

### 【英文】

This work was supported by MEXT-Program for Research and Development for Accelerating Local Climate Actions in Partnership of Universities Grant Number JPJ009777.

### 【和文】

本研究は、文部科学省 大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発 JPJ009777 の助成を受けたものです。

- ②論文に関する事業が複数(二つ)の場合(体系的番号「JPJ009777」「JPJ234567」)

## 【英文】

This work was supported by MEXT-Program for Research and Development for Accelerating Local Climate Actions in Partnership of Universities Grant Number JPJ009777 and MEXT YYYYY Program Grant Number JPJ234567.

## 【和文】

本研究は、文部科学省大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発 JPJ009777,文部科学省□□事業 JPJ234567 の助成を受けたものです。

### (23) 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について

「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」(令和2年3月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度」を創設しました。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページより御覧いただけます。ぜひ御活用ください。

【URL】[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/kihon/1422215\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm)

(参考)「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」

【URL】

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/houkoku/1422095\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/houkoku/1422095_00001.htm)

### (24) 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「統合イノベーション戦略 2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

## 2.11 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省研究開発局環境エネルギー課

「大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発」公募担当

TEL: 03-6734-4143

FAX: 03-6734-4162

電子メール: kankyou@mext.go.jp

※公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できません。なお、質問等に係る重要な情報は、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答を文部科学省ホームページにて公開させていただきます。

※今般の新型コロナウイルス感染症対策として、在宅勤務を実施している場合がありますので、メールにてお問合せいただくようお願いします。

## 第3章 契約の締結等

### 3.1 委託契約の締結

#### (1) 契約条件等

第2章に基づく審査の結果、採択された課題については、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づいた委託契約を締結することとし、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとします。

採択された代表機関については、予算の成立を前提に、文部科学省と代表機関との間において、国の会計年度の原則に従い、単年度ごとに委託契約を締結することになります。なお、契約金額については、業務計画書の内容を勘案して決定するものとするため、企画提案書の提示する金額と必ずしも一致するものではありません。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合があります。

契約を締結するに当たっては、その内容(経費の積算を含む。)が双方の合意に至らない場合は、採択された代表機関であっても取消しとなることがあります。契約締結後においても、予算の都合によりやむを得ない事情が生じた場合には、事業計画の見直し又は中止を求めることがあります。

加えて、国の契約は、契約書を締結(契約書に契約の当事者双方が押印)したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。なお、毎年度の事業の進捗状況又は中間評価等の結果を踏まえ、年度途中での事業計画の見直し等による契約変更を行うことがあります。

#### (2) 再委託契約について

代表機関が事業を実施するに当たって、本委託契約の一部を分担機関に委託する場合は、代表機関は分担機関との間において再委託契約を締結するとともに、再委託先における事業の進捗状況及び事業に要する経費について管理していただくことが必要となります。

#### (3) 契約の準備について

代表機関の採択後、速やかに契約作業が進められるよう、代表機関には遅滞なく以下の書類を提出いただく必要があります。

- ・ 業務計画書
- ・ 経費等内訳書

詳細は、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」を参照していただくこととなります。

また、会計規程及び職務発明規程の整備もお願いいたします。

なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知をお願いします。

#### (4) 委託費の額の確定等について

当該年度の委託契約期間終了後、委託契約書に基づいて提出していただく委託業務実績報告書を受けて行う委託費の額の確定等において、事業に要する経費の不正使用又は当該委託

業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部が支払われないことがあります。また、不正使用等を行った研究の実施者は、その内容の程度により一定期間新たな申請及び参加が制限されます。なお、本委託契約の代表機関は、当該年度の委託契約期間終了までに分担機関(再委託先)からの委託業務実績報告書を受けて再委託契約の額の確定等を、当該代表機関における国の確定調査の前に行い、その結果を国の確定調査の際に報告するようにしてください。

### 3.2 委託費の範囲及び積算等

#### (1) 委託費の範囲

委託費の範囲は、本事業に直接係る経費及び間接経費とします。本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については別紙3の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

#### (2) 委託費の積算

本事業に必要な経費を費目ごとに算出し、総額を計上の上、様式7に記載してください。

#### (3) 委託費の支払

委託費は、原則として当該年度の委託契約期間終了後に文部科学省が支払うものとします。原則として、間接経費は直接経費の30%とします。ただし、文部科学省が必要と認める場合には、委託費の全部又は一部を概算払いすることができます。

#### (4) 年度末までの研究期間の確保について

文部科学省においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的資金等において以下のとおり対応しています。

1. 代表機関は、事業完了後、速やかに事業完了届を提出することとし、文部科学省においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
2. 業務実績報告書の提出期限を5月31日とする。
3. 成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

### 3.3 事業成果の取扱い

#### (1) 委託業務成果報告書の提出

代表機関は、事業成果を取りまとめた委託業務成果報告書(要約版を含む。)を電子媒体で提出していただきます。電子媒体はファイル形式をPDF形式とします。また、同内容の電子媒体をWord形式でも併せて提出してください。委託業務成果報告書は、国立国会図書館等で公開されます。なお、成果報告会での発表を求めることがあります。

#### (2) 事業成果の帰属

下記の知的財産権については、研究成果の取り扱いについて我が国産業の活力の再生を速

やかに実現する事を目的としている「産業技術力強化法」(平成 12 年法律第 44 号)の適用により、委託契約書に基づき必要な確認書を提出することで、受託者である主管実施機関に権利がすべて帰属することとなります。再委託先である分担機関への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ代表機関と分担機関の間で取り決めておいてください。

- ・特許権、特許を受ける権利(特許法)
- ・実用新案権、実用新案登録を受ける権利(実用新案法)
- ・意匠権、意匠登録を受ける権利(意匠法)
- ・著作権(著作権法)
- ・回路配置利用権(半導体集積回路の回路配置に関する法律)
- ・育成者権、品種登録を受ける権利(種苗法)

ただし、受託者は、文部科学省が、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を許諾しなければならないこととします。

### 3.4 取得資産の取扱い

#### (1) 所有権

委託業務の実施過程において取得した資産(設備備品及び文部科学省が指定する試作品。以下「設備備品等」という。)の所有権は、「額の確定」後、文部科学省に移転することとなります。次年度以降も継続して当該委託業務に使用を希望する場合は、別途、物品無償貸付申請書により、文部科学省の承認を得る必要があります。なお、資産については、受託者が文部科学省との契約条項に従って善良な管理を行うこととします。

#### (2) 委託期間終了後の設備備品等の取扱い

委託期間終了後における設備備品等の取扱いについては、別途文部科学省と協議することとします。

#### (3) 汚染資産等の処分

汚染資産等は、受託者の責任において処分してください。

## 審査要領

### 1. 審査方法

審査は、文部科学省に設置した審査委員会において「評価項目及び審査基準」(別添1)に基づき、書面及び面接により審査し、採択課題を最終決定します。

なお、審査委員会は、必要に応じて、提案書類に記載のあった計画内容や実施体制の見直し等について条件を付することがあります。また、書面審査及び面接審査の結果、提案内容の修正や不足部分の追加を求め、再審査又は再公募を実施し、面接審査を別途実施する場合があります。

#### (1) 書面審査

- ・ 書面審査においては、提出された提案書類に対し、「評価項目及び審査基準」に基づき審査を行う。
- ・ 提案書類ごとの評価点及びコメントを作成する。
- ・ 審査委員会を開催し、各提案に対する審査委員の各々の評価点及びコメントをもとに、合議により面接審査の対象となる候補を選定する。面接審査の対象となる候補数は提案数を踏まえて決定する。

#### (2) 面接審査

- ・ 審査委員は、研究代表者からのプレゼンテーション※及び必要に応じて主要なグループ代表者等からのプレゼンテーションを受け、「評価項目及び審査基準」に基づき審査を行う(必要に応じて面接審査対象者を追加する場合もある)。  
※説明資料として、申請書のほか、プレゼンテーション資料を使用できます。
- ・ 原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

### 2. 審査結果の通知及び公開

#### (1) 審査結果の通知

##### (書面審査)

書面審査の結果、面接審査の対象となった場合、研究代表者に連絡するとともに、面接選考の日程、追加で提出を求める資料等について案内します※。また、書面審査の結果に応じて、文部科学省より面接選考対象者に対して、面接審査時に対応又は御説明いただきたい事項を連絡・依頼することがあります。

※面接審査対象外の場合や、面接審査自体が実施されない場合には、連絡しませんので、採択可否の通知までお待ちください。

##### (面接審査)

面接審査の結果、採択に当たっての条件が付された場合、当該提案の研究代表者と調整を行い、提案内容を修正した上で、採択を決定します。採択決定後、全ての提案について審査結果を書面で通知します。

#### (不採択の場合)

選考の結果、不採択となった提案には、すべての選考が終了した段階で、選考結果とともに不採択の主たる理由について書面で通知します。選考途中での不採択等に関する通知は一切行いません。

#### (2) 審査結果の公開

採択決定後、文部科学省ホームページへの掲載等により、採択課題の概要を公開します。

### 3. 利害関係者の範囲

公正で透明な評価を行う観点から、審査委員は競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいた時には、すみやかに文部科学省研究開発局環境エネルギー課に文書で申し出るとともに、その利害関係を有している競争参加者の審査に加わらないこととします。

- ・ 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ・ 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ・ 審査委員自身が、競争参加者と親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係にある場合
- ・ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ・ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ・ 審査委員自身が、競争参加者と緊密な共同研究を行っている場合(例えば、共同プロジェクトの推敲、共著研究論文の執筆若しくは同一目的の研究会メンバーにおいて緊密な関係にある者)
- ・ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり、かつ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ・ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合
- ・ 競争参加者と密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係にある場合
- ・ 提案の採否又は審査が審査委員の直接的な利益に繋がると見なされるおそれのある対立的関係若しくは競争関係にある場合

### 4. その他

- ・ 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外しないこととします(ただし、公表されている内容はその限りではありません)。また、審査委員として取得した情報(提案書類等各種資料を含む)は、厳重に管理します。
- ・ 審査委員は、競争参加者から何らかの不正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省研究開発局環境エネルギー課に報告しなければなりません。
- ・ 文部科学省は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければなりません。

## 評価項目及び審査基準

### 1. 評価項目

公募要領に記載された趣旨をよく理解し具体的に練られた内容であること。そのうえで、以下の観点から評価します。

#### (1) 実施内容に関する評価項目

- ・ 本事業の実施を通じて、地域の自治体等における脱炭素化に向けた道筋や戦略の策定、取組等に資する基盤的知見が確立されるか。
- ・ 本事業の実施により期待される成果、波及効果が明確かつ具体的であり、また実現性・妥当性があるか。
- ・ 事業期間終了時点での実現が見込める具体的な出口戦略(自治体等への橋渡しを含む)が立案されているか。また、自治体等との連携が十分になされる研究体制が事業期間中に構築されるか。
- ・ 研究課題や手法の設定において、政策・技術分野横断型の研究、バックキャスト型研究など、従来型ではない新たな研究開発の視点を取り入れられているか。
- ・ 不要な経費が計画に入っていないか。経費の設定(特に、人件費、謝金、旅費)が妥当であるか。

#### (2) 実施体制の評価

- ・ 人員・組織体制が整っており、業務管理を適切に遂行できる体制を有しているか。さらに、共同提案の場合、代表機関、参画機関の役割分担が明確かつ妥当であるとともに、目標達成に向けて連携して実施する体制であるか。
- ・ 代表機関及び参画機関が本事業を適切に遂行するための専門的知識、ノウハウ及び実績を有しているか。
- ・ 人文・社会科学から自然科学までの研究者を配置するなど、分野横断的研究を推進するための体制であるか。

#### (3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること

#### (4) その他(点数化しない)

- ・ 他制度からの補助金、助成金等を受けている場合、その研究開発との仕分けが明確であるか。また、既存の実施課題等との重複がないか。

### 2. 審査基準

提案者の提案内容は、(1)～(2)の各項目について、次の5段階評価とし、審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案書の得点とします。なお、複数の機

関が共同で実施することとして応募する場合は、全体で要件を満たしていれば可とします。

- 5 点・・・優れている
- 4 点・・・適切である
- 3 点・・・ほぼ適切である(内容の一部見直しが必要であるが採択可能)
- 2 点・・・あまり適切でない(内容の大幅な見直しが必要)
- 1 点・・・不適切である

(3)の項目に対して、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行います。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)等
  - ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=1点
  - ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=1.5点
  - ・認定段階3=2点
  - ・プラチナえるぼし認定=2.6点
  - ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)=0.5点
- 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)
  - ・旧くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)=1点
  - ・新くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定)=1.2点
  - ・プラチナくるみん認定=1.5点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定
  - ・ユースエール認定=1.5点
- 上記に該当する認定等を有しない=0点

## エフォートの考え方

### エフォートの定義について

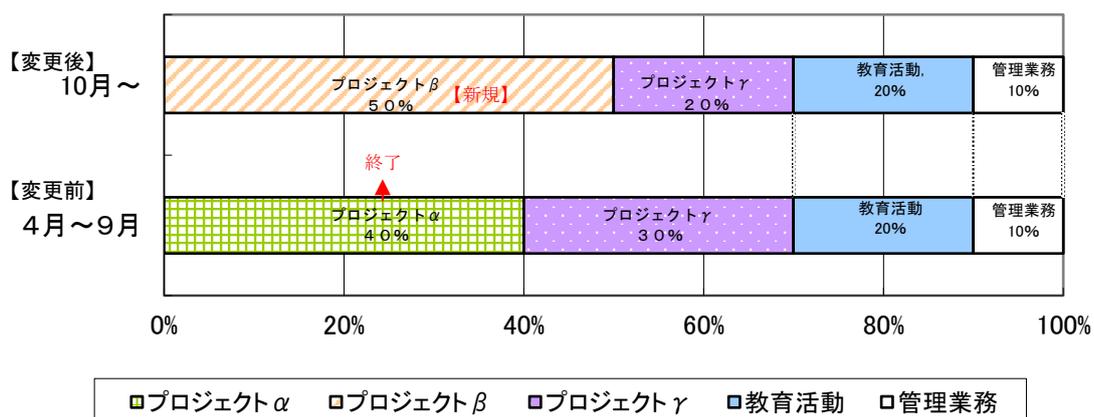
○第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。

○研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」<sup>1</sup>を記載していただくことになります。

○なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。

○したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況(この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施)



○このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了(配分率40%)するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始(配分率50%)されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。

<sup>1</sup> 「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成29年6月22日改正)

## 府省共通経費取扱区分表の取扱について

平成 22 年 12 月 16 日

### 1. 総論

- (1)府省共通経費取扱区分表(以下、「区分表」という。)は、各競争的資金制度において共通して使用するものであり、以下にその解釈及び運用について確認する。
- (2)各制度は、区分表及び本取扱に基づきあらかじめ費目構成を設定し、経費の取扱を明確に示す。
- (3)区分表は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、令和元年7月18日改定)で定められている「直接経費」の定義(※)を変更するものではない。

※「直接経費」…競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

### 2. 費目の設定について

- (1)各制度は、区分表に記載された費目の名称を用いるものとする。
- (2)経費の種類は、「直接経費」「間接経費」「再委託費・共同実施費」の3種類とする。
- (3)「直接経費」には、「大項目」を設け、大項目にはさらに「中項目」を設ける。
- (4)「直接経費」の大項目は、「物品費」「人件費・謝金」「旅費」「その他」の4項目に統一する。
- (5)中項目は、以下に統一する。
  - ・大項目「物品費」の中項目に「設備備品費」「消耗品費」を設定する。
  - ・大項目「人件費・謝金」の中項目に「人件費」「謝金」を設定する。
  - ・大項目「旅費」には中項目に「旅費」を設定する。
  - ・大項目「その他」の中項目に「外注費」「印刷製本費」「会議費」「通信運搬費」「光熱水料」「その他(諸経費)」「消費税相当額」を設定する。
- (6)実績報告等は、大項目単位によることを原則とし、必要に応じて中項目のうち額の報告を求められるものについては、配分機関は当該区分表の「中項目の設定・取扱等」欄に明記する。また、中項目自体を設定しない場合は、同様に「中項目の設定・取扱等」欄に明記することとする。

### 3. 費目の解釈について

- (1)直接経費の各費目、間接経費及び再委託費・共同実施費の解釈を統一するために、区分表に解説(太字下線部分)を記載した。
- (2)直接経費の各費目については、研究者等が混乱なく研究費を使用できるように、各制度において共通的なものとして、具体的な支出の例示を区分表に記載した。

### 4. 各制度における区分表の運用について

- (1)各制度における事業の性質等により、「中項目の具体的な支出の例示」欄で示した経費のう

ち、当該中項目の経費とすることが適当でない場合、また、支出にあたり一定の条件を付す場合などには、区分表の「特記事項」欄で明示することとする。

- (2)中項目の「設備備品費」「消耗品費」「消費税相当額」は、制度の種類により適用を異にするものであるため、各制度においては、これらの取扱いについて、区分表の「特記事項」欄で記述することとする。なお委託費における「設備備品費」「消耗品費」の定義は、「中項目の具体的な支出の例示」欄に明瞭に記載することとする。
- (3)上記(1)及び(2)により制度としての調整を施された区分表は、例えば各制度のホームページに掲載することなどにより、公開を進めることとする。
- (4)区分表は各制度共通に使用するものではあるが、主に企業への資金配分を行っている制度であって、運用上現行の取扱いを行った方が配分機関・企業側双方にとって効率的と判断される場合には、当面現行の運用も可能とする。

# 府省共通経費取扱区分表

参考1

制度・事業名：科学技術試験研究委託費・大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発

大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示	中項目の設定・取扱等	特記事項
物品費	設備用品費	業務・事業の実施に必要な機械装置、工具器具備品等の購入、製造又はその搬付等に要する経費、設置等の取組（主として備置を目的、又は耐久性を増すための資本的支出）及びソフトウェア（書籍・数値データに組み込まれ、又は付属し、一体として機能するもの）を含む。なお、設備用品の定価・購入手続を研究機関の規程等によるものとする。		
	消耗品費	業務・事業の実施に直接要した以下に例示する資材、部品、消耗品等の購入経費。なお、消耗品の定価・購入手続を研究機関の規程等によるものとする。 ・ソフトウェア ※バージョンアップを含む ・図書、書等 ※年間購読料を含む ・パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM等 ・実験動物、試薬、試薬キット、実験器具類 ・試作品等		
人件費・謝金	人件費	業務・事業に直接従事した者の人件費を主体的に研究を推進する研究者の経費 ・研究採択者本人の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・ポスドク等、機関で直接雇用する研究員の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他機関からの出向研究員の経費等 業務・事業に直接従事した者の人件費で補助的・研究的に研究等を担当する者の経費 ・リサーチアシスタント、リサーチアシスタント ・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書等 * 人件費の算定にあたっては、研究機関の給与規程等によるものとする。		※「研究採択者本人の人件費」の支出に当たっては、必要な要件や手続きがあります。詳しくは別紙をご確認ください。
	謝金	業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 ・研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金 ・講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）） ・データ・資料整理等の役務の提供への謝金 ・通訳、翻訳の謝金（個人に対する委嘱） ・学生等への労務による作業代 ・被験者の謝金等 * 謝金の算定にあたっては、研究機関の謝金支給規程等によるものとする。		
旅費	旅費	旅費に関する以下の経費 ①業務・事業を実施するにあたり研究者及び補助員（学部学生・大学院生を含む）の外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行経費）。学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行経費を含む。 ②上記①以外の業務・事業への協力者に支払う、業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行経費） ③外国からの研究者等（大学院生を含む）の招へい経費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行経費） ④研究者等が赴任する際にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行経費）等 * 旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。 * 旅費のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ）を含む。 * 旅行経費とは、「空港使用料」「旅券の交付手数料」「査証手数料」「予防注射料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいう。		
	外注費	外注に関する以下の経費 業務・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・機械装置、備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の業務請負 ・実験動物等の飼育、設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負 ・通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の業務請負（業者請負）等 * 「再委託費・共同実施費」に該当するものを除く		
その他	印刷製本費	業務・事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費 ・チラシ、ポスター、写真、図面コピー等研究活動に必要な書類作成のための印刷代等		
	会費	業務・事業の実施に直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費 ・研究運営委員会等の委員会開催費 ・会費 ・国際会議の通訳料 ・会議等に伴う飲食代・レセプション代（アルコール類は除く）等		
	通信運搬費	業務・事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの複製等の通信・郵便料 ・電話料、ファックス料 ・インターネット使用料 ・宅配便代 ・郵便料等		
	光熱水料	業務・事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費		
	その他（諸経費）	上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費 ・物品等の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、囲場借料 ・研究機関内の施設・設備使用料 ・学会参加費（学会参加費と不可分なランナー代・パンフレット代を含む。学会に参加するための旅費は「旅費」に計上） ・学会参加費等のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ） ・研究成果発表費（論文筆料、論文掲載料（論文掲載料）・論文別刷り代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等） ・広報費（ホームページニュースレター等）、広告宣伝費、求人費 ・保険料（業務・事業に必要なもの） ・振込手数料 ・データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む）、データベース使用料等） ・特許関連経費 ・業務相談費 ・薬品・廃材等処理代 ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・レンタカー代、タクシー代（旅費規程により「旅費」に計上するものを除く） ・研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）等		※「研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）」の支出に当たっては、必要な要件や手続きがあります。詳しくは別紙をご確認ください。
消費税相当額（委託費のみ）	「人件費のうち退職手当を除いた額」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち査読料や国内分の旅費を除いた額」、「印刷費」及び「製本料」の10%に相当する額等、消費税額に關して非(不)課税取引となる経費			
間接経費	直接経費に対して一定比率で手当てされ、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要経費として、被配分機関が使用する経費。			
再委託費・共同実施費	委託先が委託業務の一部をさらに第三者に委託又は第三者と共に実施するための経費（間接経費相当分を含む）。			

\* 本区分表については、「府省共通経費取扱区分表の取扱について」も併せて参照すること。

府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」という)を利用した応募の流れ

研究機関が行います

**e-Rad への登録**

研究機関で 1 名、事務代表者を決め、ポータルサイトにより研究機関登録申請書(様式 1-1)をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照 URL: <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.htm>

研究機関が行います

**事務代表者のログイン**

e-Rad システム運用担当から研究機関事務代表者情報の登録通知(事務代表者の e-Rad ログイン ID)がメールにて届きます。通知に記載されたログイン ID と研究機関登録申請書(様式 1-1)に記載した初期パスワードを入力してログインします。

参照 URL: <https://www.e-rad.go.jp/manual/00.pdf>

研究機関が行います

**部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録**

e-Rad 上で、部局情報、事務分担者(設ける場合)、職情報、研究者を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照 URL: [https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)

参考マニュアル: 研究機関事務代表者用マニュアル「1.研究機関手続き編」「2.研究者手続き編」  
「3.研究機関事務分担者手続き編」

研究者が行います

**公募要領・申請様式の取得**

e-Rad で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。

参照 URL: [https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_researcher.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html)

参考マニュアル: 研究者用マニュアル「はじめに」「1. 応募編」

研究者が行います

### **応募情報の入力と提出**

e-Rad に必要事項を入力及び申請書をアップロードします。

e-Rad で提出する応募情報には、①e-Rad 上で直接入力が必要な内容、②電子媒体で添付する内容があります。

参照 URL : [https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_researcher.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html)

参考マニュアル: 研究者用マニュアル「1. 応募編」

研究機関が行います

### **応募情報の確認・承認**

事務分担者(設けた場合)が応募情報の確認を、事務代表者が応募情報の承認をします。

参照 URL : [https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)

参考マニュアル: 研究機関事務代表者用マニュアル「4. 申請受付編」

研究機関事務分担者用マニュアル「3. 申請受付編」

### **文部科学省にて応募情報を受理**

※ 応募の各段階におけるシステムの操作方法は、利用者毎の操作マニュアルを参照してください。

## 研究代表者(PI)の人件費の支出について

研究代表者(以下「PI」という。)の人件費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について」(令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)(以下「申し合わせ」という。)を踏まえ、下記に従い手続き等を行ってください。

### 1. 対象者

PIとして研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ者とする。

### 2. 支出額

PIの年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート(研究者の全仕事時間100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合)を乗じた額とすることを原則として、研究課題の実施に支障のないよう、上記額の範囲内でPIが設定する。

### 3. 支出の条件

申し合わせに定める条件どおり、次の全ての条件を満たすこととする。

- (1)直接経費にPIの人件費(の一部)を計上することについて、PI本人が希望していること
- (2)PIが所属する研究機関において、確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること【申し合わせ別紙参照】
- (3)PIが所属する研究機関において、研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントを実施していること

### 4. 申請に係る手続き

- (1)研究機関は、PI人件費を計上する研究費の申請までに、体制整備状況(申し合わせ別添様式1)及び活用方針(申し合わせ別添様式2)を文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に提出する(提出先メールアドレスは6.を参照)。
- (2)PI及び研究機関は、応募書類を作成し、配分機関に提出する。
- (3)採択後、PI及び研究機関は、研究計画書等にPI人件費を計上する。

### 5. 執行後の手続き

- (1)PI及び研究機関は、執行年度の翌年度5月末までに、会計実績報告書を配分機関に提出する。
- (2)研究機関は、執行年度の翌年度6月末までに、確保した財源の活用実績の報告書(申し合わせ別添様式3)を文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に提出する(提出先メールアドレスは6.を参照)。

## 6. その他

- (1) 研究代表者(PI)の person 費の支出に当たっては、上記とともに、申し合わせも参照すること。4. (1)及び5. (2)で提出が必要な様式は、下記の文科省 HP からダウンロードが可能。

「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の person 費の支出について」(令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)

【URL】[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/torikumi/1385716\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00002.htm)

- (2) 本制度の利用にあたり疑義が生じた場合や、研究機関から直接経費による person 費支出を強制されるなど本制度の趣旨に反する取扱い等があった場合の連絡・相談については、下記の窓口において対応を行う。

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室

e-mail: [kenkyuhi@mext.go.jp](mailto:kenkyuhi@mext.go.jp) 電話: 03-6734-4014

## 研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)の支出について

バイアウト経費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し(バイアウト制度の導入)について」(令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)(以下「申し合わせ」という。)([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/torikumi/1385716\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00003.htm))を踏まえ、下記に従い手続き等を行ってください。

### 1. 支出可能となる経費

研究プロジェクトに専念できる時間を拡充するために、研究代表者(以下「PI」という。)本人の希望により、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務(※)の代行に係る経費(以下「バイアウト経費」という。)を支出することが可能。

(※)所属研究機関の研究者が行う業務として位置付けられた、①研究活動、②組織の管理運営事務を除く、研究者が行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務が対象となる(例:教育活動(授業等の実施・準備、学生への指導等)、社会貢献活動(診療活動、研究成果普及活動等)等)。営利目的で実施する業務は対象外となる。

その際、研究機関は、業務の代行に関する仕組みを構築し、代行要員を確保する等により業務の代行を実施すること。

PIは所属研究機関が構築するバイアウト制度に関する仕組みに則り、代行させる業務内容と必要な経費等について研究機関と合意することにより、直接経費に計上できるものとする。

なお、当該PIが研究費の直接経費によりPI人件費も支出する場合においては、エフォート管理を適切に行うこと。

### 2. 所属研究機関において実施すべき事項等

#### (1)バイアウト制度に関する仕組みの構築

研究機関は、以下の内容を含む規程を整備するなどバイアウト制度に関する仕組みを構築すること。

なお、研究機関における管理事務の合理化等、研究時間の確保を含む研究環境の整備は、一義的には研究機関の責任で行われるべきものであるため、バイアウト経費の支出が可能な対象は、研究者が本来行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務(1.を参照)に限ることとし、営利目的で実施する業務は対象外とする。

- ・講義等の教育活動等やそれに付随する各種事務等のうち代行出来る業務の範囲
- ・年間に代行出来る上限等
- ・代行にかかる経費(料金)や算定基準
- ・その他、代行のために必要な事務手続き等

## (2)PI との合意

研究機関は、PI が希望する業務の代行に関し、その内容や費用等の必要な事項について、各研究機関のバイアウト制度の仕組みに則った上で当該 PI との合意に基づき、代行要員を確保する等により代行を実施すること。

## (3)経費の適正な執行

研究機関は、研究者の研究時間の確保のための制度改善であるバイアウト制度の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。また、複数の研究費を合算して代行を実施する場合は、経費分担の根拠を明確にし、各経費間で重複がないよう、適切な経費配分を行うこと。

## 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(専従義務緩和)について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/torikumi/1385716\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm))に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。希望する場合には、下記に従い手続き等を行ってください。

### 1. 対象者

本実施方針の対象者は、原則として以下の全てを満たす者とする。

- (1) 民間企業を除く研究機関において、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される者(ただし、プロジェクトの研究代表者(以下「PI」という。)等が自らの人件費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く)
- (2) 40歳未満の者
- (3) 研究活動を行うことを職務に含む者

### 2. 実施条件

本実施方針の実施条件は、原則として以下の全ての条件を満たすこととする。

- (1) 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- (2) PI等が、当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること
- (3) PI等が、当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること(当該プロジェクトに従事するエフォートの20%を上限とする)

### 3. 従事できる業務内容

上記2の全ての条件を満たす自発的な研究活動等(他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。)

### 4. 実施方法

#### (1) 若手研究者の募集

プロジェクトの実施のためにPI等の所属研究機関が若手研究者を募集する際に、自発的な研究活動等が可能であることや当該プロジェクトの遂行に支障がないと判断するエフォートの目安を示す。

## (2) 申請方法

申請に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の承認申請手続」及び「自発的な研究活動等の変更承認申請手続」のとおりとする。

## (3) 活動報告

活動報告に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の活動報告手続」のとおりとする。

## (4) 活動の支援、承認取消

PI 等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、必要に応じて、実施状況を把握し当該研究活動等を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう助言を行う。

なお、当該研究活動等が2. の実施条件に違反していることが確認された場合には、所属研究機関は、PI 等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができる。

※ 上記(1)～(4)等の各研究機関における具体的な実施方法については、各研究機関の実情等に応じて、各研究機関においてあらかじめ規程等を定めた上で実施するものとする。各研究機関における手続等を定めるに当たっては、研究者等の負担にも留意しつつ、雇用元の研究遂行に支障がないよう、また、若手研究者の自発的な研究活動等が円滑に実施されるよう、適切なエフォート管理等を行うこと。また、申請内容や活動報告内容等については、各研究機関において適切に保管すること。

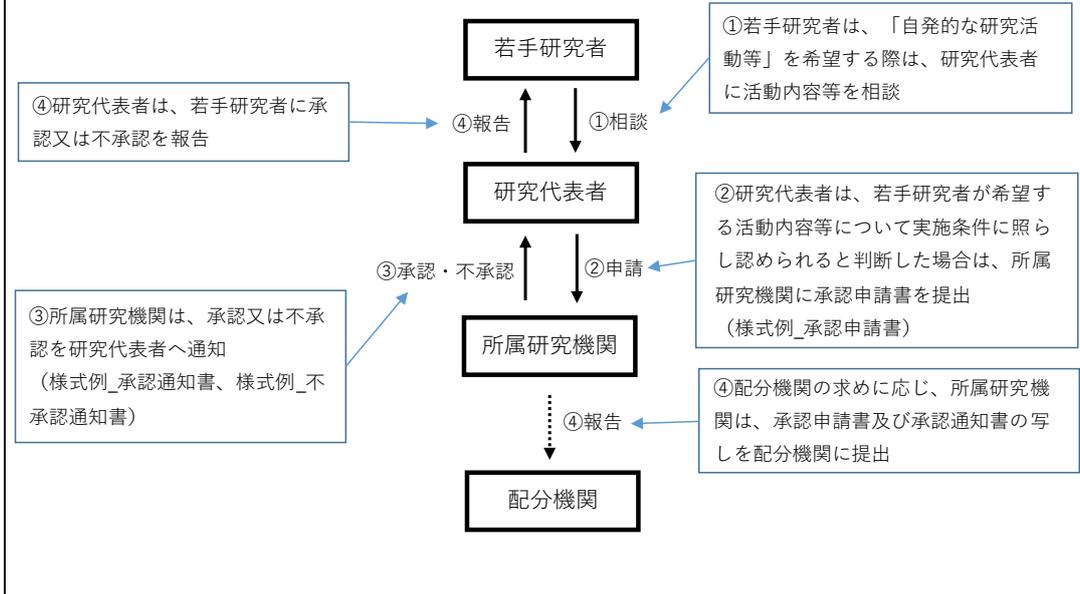
## 5. 様式例

4. 実施方法の(2)及び(3)に係る様式例については、下記の文部科学省 HP に掲載しているため、適宜活用いただきたい。

【URL】[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/torikumi/1385716\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm)

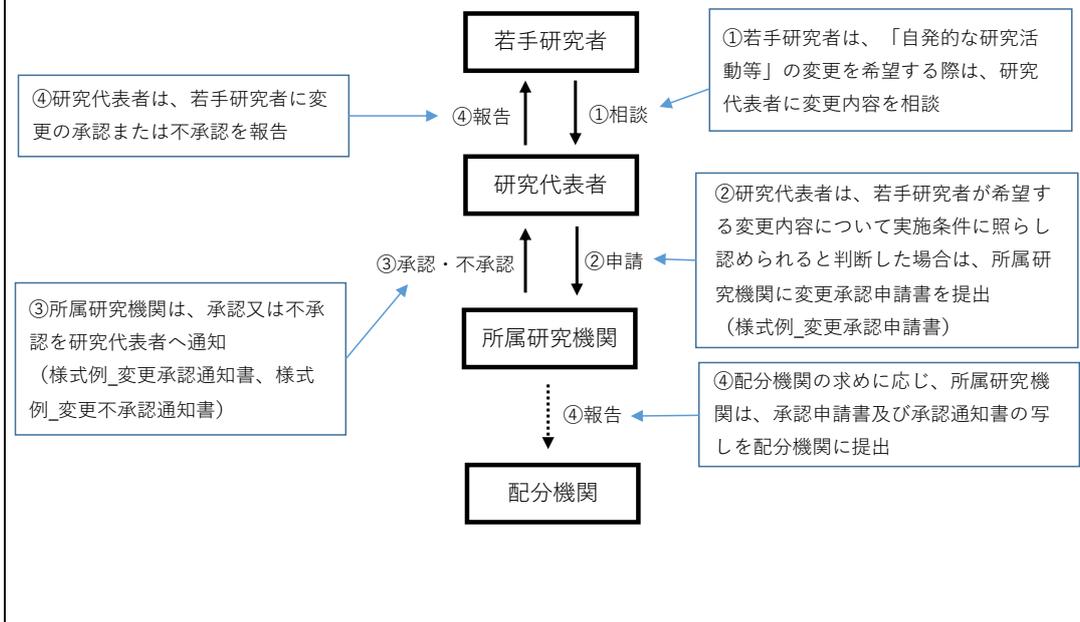
## 自発的な研究活動等の承認申請手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)

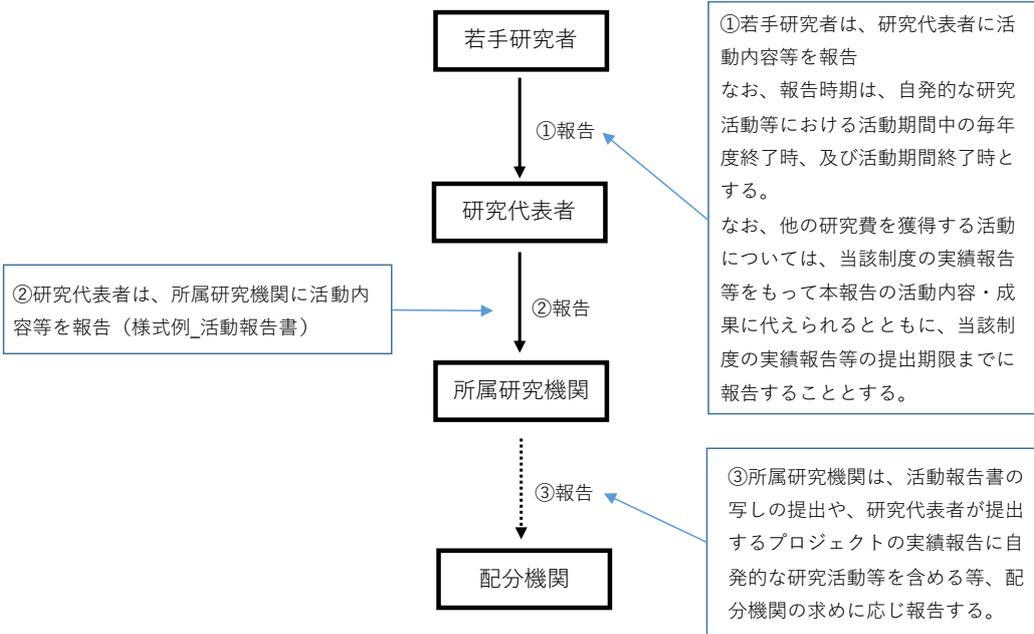


## 自発的な研究活動等の変更承認申請手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)

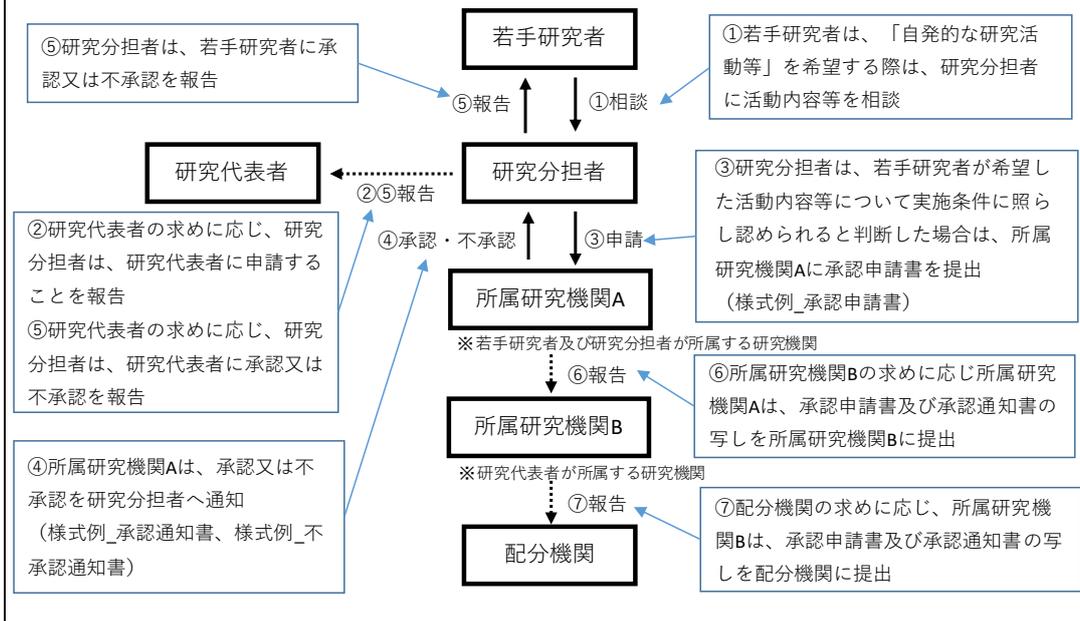


## 自発的な研究活動等の活動報告手続 (研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



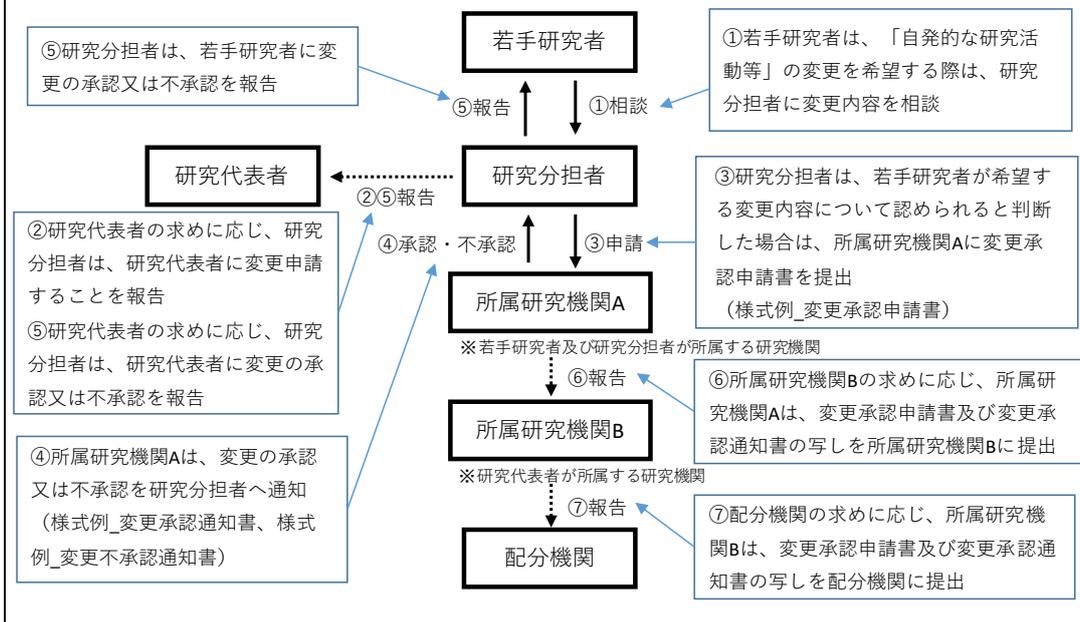
## 自発的な研究活動等の承認申請手続

(研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



## 自発的な研究活動等の変更承認申請手続

(研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



## 自発的な研究活動等の活動報告手続

(研究分担者と同一の所属研究機関に所属する若手研究者の場合)

